

奈良県住生活推進委員会 傍聴要領

奈良県住生活推進委員会

1 目的

この要領は、奈良県住生活推進委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

2 傍聴の手続等

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会場入口で傍聴受付票に必要事項を記入し、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、原則開催予定時刻の15分前から開始し、5分前に終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則5名とします。ただし、会場の容量によって定員を変更する場合があります。傍聴者の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (4) 会場への入場は、会議の冒頭において、議事の公開が決定されてから係員の指示に従って会場に入室してください。
- (5) 会議は原則公開としますが、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報について議事を行う場合等、委員会の判断により非公開となる場合があります。
- (6) 傍聴者には会議資料を配付しますが、退出の際に必ず返却してください。また、会議資料のうち奈良県情報公開条例第7条各号に該当する資料については、配布しない場合があります。

3 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が次の4の事項に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、入場拒否または退場していただく場合があります。

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

○ 入場時の事項

- (1) 会議途中での入場は認めません。
- (2) 凶器、棒等、人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している方の入場は認めません。
- (3) 酒気を帯びた方、大声を出している方の入場は認めません。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をする恐れが明らかにある方の入場は認めません。

○ 傍聴中の事項

- (1) 写真撮影、録画、録音等を行うことは認めません。
- (2) 傍聴者は、傍聴席に着席してください。
- (3) 傍聴者の発言は、認めません。会議開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (4) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は貼り紙、ビラ配布、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等、公然と態度を表明する行為をしないでください。
- (5) 携帯電話等の使用は認めません。
- (6) 飲食又は喫煙をしないでください。
- (7) 会議中の退出はお控えください。やむを得ず退出されたい場合は、係員にその旨をお申し出の上、速やかに退出してください。
- (8) 非公開となる議事に入る場合で指示があったときは、速やかに退出してください。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないでください。

(付則)

この要領は、平成28年10月1日から施行します。